

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部  
商業・サービス産業政策課】

2

北九州市公告第804号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年11月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパーク千代

北九州市八幡西区千代三丁目3641番地135

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スピナ

北九州市八幡東区平野二丁目11番1号

代表取締役 野寄武秀

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 小売業者1 午前10時から翌日の午前2時まで

小売業者2 午前10時から午後8時まで

小売業者3 午前10時半から午後6時半まで

イ 変更後 小売業者1 午前9時から翌日の午前2時まで

小売業者2 午前9時から午後8時まで

小売業者3 午前9時から午後8時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 駐車場1から3まで 午前10時から翌日の午前2時まで

駐車場4 午前10時から翌日の午前0時まで

イ 変更後 駐車場1から3まで 午前8時半から翌日の午前2時半まで

駐車場4 午前8時半から翌日の午前0時まで

4 変更する年月日

令和3年11月11日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年11月10日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年3月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年3月24日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見